別添５.

エコマーク商品類型 No.130「家具 Version1.0」認定基準の一部改定について

認定基準の証明方法、および認定基準の解釈を明確にするため、以下のとおり軽微な改定を行う。

1.「4-1-1.共通基準(10)」別表 5 を次のとおり改定する。(══部分を削除)

別表 5　製品の長期使用に役立つ情報などに関する取扱い説明書などへの記載事項

必須記載事項 **(略)** ~~2．不要となった製品の引き取りのための情報－引き取り窓口の連絡先~~ (以降、枝番号を一つづつ繰上げ) (後略)

2.「5-1.認定基準への適合の証明方法(1)」を次のとおり改定する。(══部分を削除し、太字下線部分を追加)

(1)(前略)…金属を製品重量全体で80%以上使用する製品は、~~次~~**別紙**の証明書および資料を提出すること。(24)b.に該当する製品は、~~次~~**別紙**の証明書および資料のみを提出すること。**(読者注；別紙は8、9ページに添付しています)**

~~・リサイクルする部分の構造、重量などの設計仕様書など、リサイクル部分が90%以上であることを示す証明書~~

~~・リサイクル事業者、リサイクルの用途などのリサイクルの内容についての説明資料~~

~~・回収・リサイクルシステムの説明資料~~

3.「解説　2.対象について」を次のとおり改定する。(太字下線部分を追加)

(前略)

本商品類型では、製品を構成する材料を別表 2 に定めるものに限定しているが、小付属や副資材のほか、特種用途として、実験台の天板(表面材)に使用する無機質材料の使用を認めることとした。

4.「解説　E－7(2)」を次のとおり改定する。(太字下線部分を追加)

…（前略）…材質表示を行う合成樹脂部分の重量は、（社）日本オフィス家具協会の事例を参考に 100g 以上とした。…（中略）…**なお、表示が技術的に困難な場合の対応は、同協会の「材質表示のガイドライン」に従うこととする（オフィス家具以外の家具についても、同ガイドラインを準用する）。また、No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」で認定を受けた製品を部品として使用する場合は、同認定基準に定める表示方法で可とする。合成樹脂の種類表示は、原則として JIS K 6899 に従うが、他の法令や業界自主基準などで特に定めのある場合には、その表示で代えることも認める。**

5．改定日　2004 年 10 月 14 日

以上

別　紙

回収・リサイクルシステムに関する証明書類

１．回収・リサイクルシステムの概要

回収・リサイクルシステムの整備は、許可を受けた収集運搬業者／処分業者が行うか、または「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの法令などに違反しない方法によること。

例１）メーカまたは販売事業者が「再生利用認定制度」または「広域認定制度」の認定を受けている場合

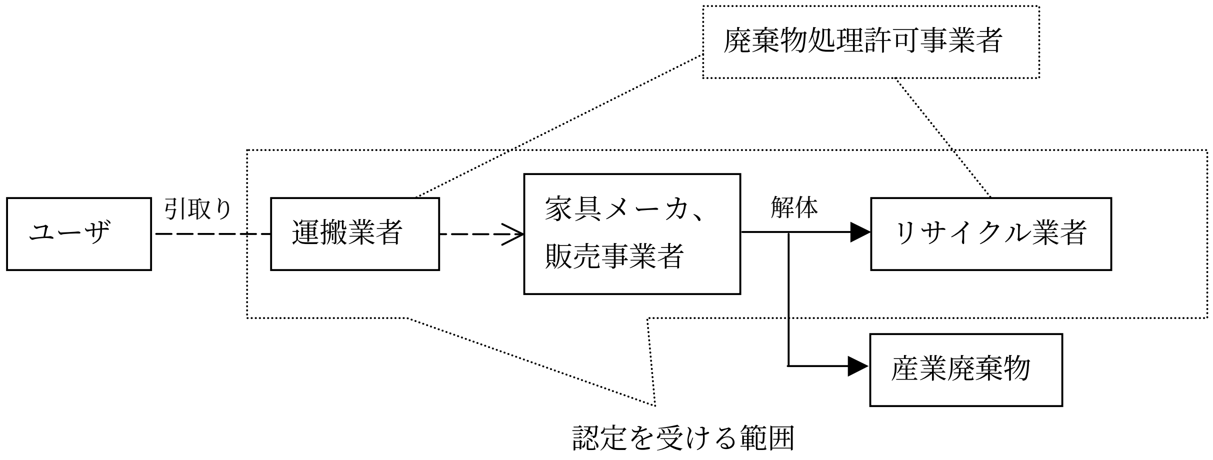

例２）許可を受けた収集運搬業者／処分業者とのネットワークを活用したシステム

ユーザからの引取り要請にもとづき、エコマーク認定会社が窓口となり、契約した許可を受けた業者にて対応、または許可を受けた業者を紹介する。

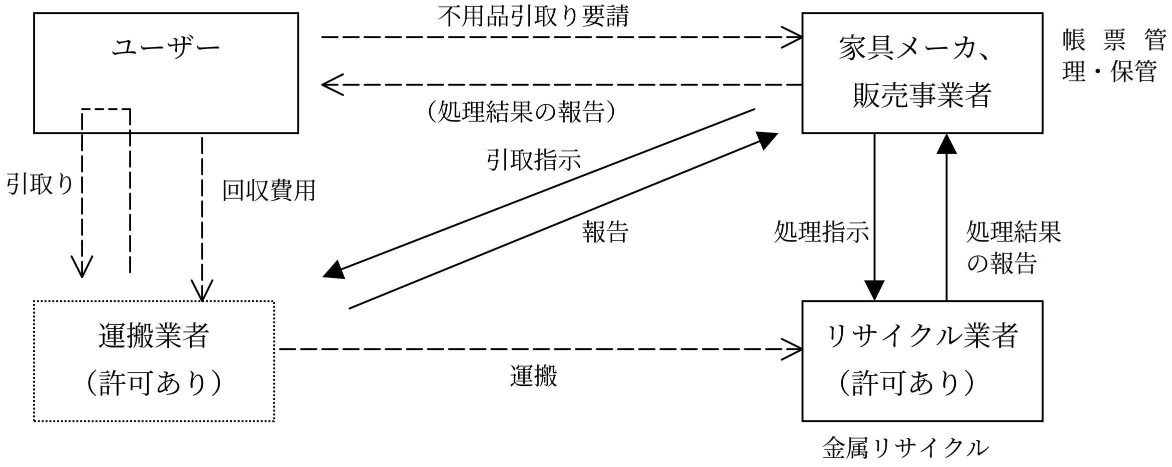

２．必要な証明書類

(1) 回収フローの説明

・回収フロー図

(2) 処理フローの説明

・処理フロー図

・リサイクルする部分の構造、重量などの設計仕様書、リサイクルの用途など、マテリアルリサイクル部分が 90%以上であることを示す説明資料

(3) 回収・リサイクルシステム適用地域

(4) 回収、リサイクルを行う事業者（中間処理業者含む）のリストおよび各事業者の許可の有無（許可が不要の場合は、その理由）

(5) ユーザへの情報提供（取扱説明書、および製品本体への表示が必須）

・ユーザ（引取依頼者）の回収費用、処理費用負担の有／無

・回収要請の連絡先

・使用後に回収・リサイクルすることの明示

（製品本体への表示例）	不要になった製品の引き取りをご希望の場合は、当社窓口にご連絡ください。有料にてお引き受け、または適切な業者を紹介します。回収した製品は、適正にリサイクルされます。 電話○○－××××－△△△△

(6) 管理体制

・回収結果、処理結果の把握方法

・回収・処理事業者への紹介を行う場合には、その連絡・指示系統の説明

・回収・処理状況の管理（帳票保管など）

(7) 過去の回収・リサイクル実績の有／無（実績がある場合には、実際の回収実績を報告（エコマーク認定製品に限らず、会社総体の実績でもよい））

※「再生利用認定制度」または「広域認定制度」の認定を受けているケースであれば、上記のうち(1)(3)(4)(6)は満足する。その場合は、認定証の写しを添付することで、証明に代えることができるものとする。

以上